

平成26年度 第3回大和市障がい者福祉計画審議会会議録(要旨)

日時： 平成26年度12月9日(火)14時00分～16時00分

場所： 大和市地域医療センター 2階 講習室

委員： 関水委員、佐藤(倫)委員、内藤委員、春日委員、田所委員、馬場委員、
仲嶋委員、井上委員、村元委員 (欠席)鈴木会長、田村(桂)委員

事務局： 大矢部長、熱田課長、関水係長、下野係長、小野、首藤

コンサルタント：田中 佐藤(株式会社地域環境計画)

傍聴： 1名

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議題
 - (1) (仮称)大和市障がい者福祉計画(骨子案)について
 - (2) パブリックコメントについて

1. 開会

事務局：本日、鈴木会長が不在のため、関水職務代理に進行をお願いする。

(健康福祉部長 大矢より関水職務代理に大和市障がい者福祉計画策定についての諮問書が受け渡された。)

2. 会長挨拶

会長職務代理：計画も大詰めになってきた。活発な審議をお願いする。

(大矢部長退席)

3. 議題

- (1) (仮称)大和市障がい者福祉計画(骨子案)について…資料記載の説明は省略

○1から7の説明

事務局：(資料記載の説明は省略)

P2 4 計画の期間について「障がい者福祉計画」は当初5年間の予定であったが大和市総合計画の終了年に合わせるため、4年とさせていただく。

● 1から7の質疑応答

委員：P4 3) 身体障がい者数（65歳以上と65歳未満）の推移のグラフの●と■が同じようで見づらいので●を○にするとか違いをはっきりさせた方がよい。

委員：骨子案は前回の福祉計画と同じように出されるものの骨子案と考えてよいのか。パブリックコメントにはこの状態で示すのか。各障がい種別の推移表やアンケート調査の結果等に関する記載がないとパブリックコメントで質問する内容が分からないということにならないか。

事務局：最終的に冊子にする際には、各障がい種別の推移表やアンケート調査の結果を記載する予定であるが、今回は特徴的なところだけを抜き出していると理解いただきたい。今回は、骨子案を基に皆さんの意見をいただく「パブリックコメント」を行うため、必要最低限の情報を載せている。情報が多すぎると市民の皆さんが混乱するので基本的にはこの状態でパブリックコメントを行いたいと考えている。アンケートやヒアリング結果については、前回皆様にお示したようにかなりのボリュームとなってしまうので、別の資料として提供し、ホームページでリンクを貼る等の対応を行う意向である。また、アンケートやヒアリング結果についての資料は、前回皆さんに配ったボリュームのあるものを、少し要約して閲覧できるようにしたいと考えている。

○ 8～10の説明

事務局：（資料記載の説明は省略）

P8 9番の基本理念の記載について、先日の自立支援協議会の中で「地域の一員として」という文言が、社会的制約を我慢して生活しなければならないといったニュアンスが伝わる可能性があるのではないかという意見があった。私共としては国の基本計画にも記載があるが、「地域社会において皆で共生している社会を構成する地域の一員として、障がいのない者と差別されることなく暮らしていける」といようなことを念頭においている。「地域の一員」と言う言葉には意味があると感じているので、理念については、そのままとさせていただきたい。また、当事者の方から「社会の構成員として皆さんと対等に扱ってほしい」という意見があったことも付け加えさせていただく。

また、P11以降の「(2) 障がい者福祉計画の方針及び施策」について、本編ではここから更に詳細な事例を加えるが、今回は基本的なものを載せてある。

● 8～10の質疑応答

委員：3つほど確認したい。まず、P11 施策1-5「行政サービスの合理的配慮」の意味を具体的に教えてもらいたい。アンケートからは「専門家による相談が受けてい」と出ていたので、「障がい者の状態に応じた必要とするサービスの充実」とか「支援を行います」等でよいのでは。「合理的な」という意味が読み取れない。

また、P12 施策2-4「防災・緊急体制の充実」の避難行動要支援制度を促進することはとても良いことだが、そもそも障がいのある方もない方も減災に対して自ら取り組んでいないと行政だけでは手が足りないので、「障がい者自身が減災に取り組めるような支援を行う」というのをに入れてもらいたい。例えば、「特殊なお薬を使っている方」「医療機器を使っている方」など、薬を少し多めに主治医の先生からもらっておくとか、在宅酸素の方の機器の充電が今は12時間程度であるが、停電になると12時間後には全員が人工呼吸器を使えなくなるので、避難行動要支援制度だけでは足りないと思う。

もう1点は家族の代表の方に聞きたいが、「親なき後の生活支援」という言葉がたくさん出てくるが、アンケートには「親なきあとに現実に困る」という意見がたくさんあったのを承知しているが、本当なら「親なき後は」ではなく「親なき後も」で、現在親が子どもを一生懸命看ているのは充分わかるが、小さいお子さんの病状に応じたレスパイトや様々な課題があるので「親なき後は」という表現を当事者はどう思われているのか伺いたい。

事務局：施策1-5「合理的配慮」の記述について、障害者差別解消法にて、基本的に「行政機関には差別の解消に向けて合理的配慮を義務づけます」ということが法律にうたわれており、その文言をそのまま使用している。実際に差別解消法が施行されると、国・県・市町村には合理的配慮が求められるし、一般のお店等も合理的配慮に努めなくてはならない。

合理的配慮に関する一例をあげると、段差があって車いすで利用できない場合、構造上危険で運べないといった場合を除いて、他の手段で、利用できない状況を解消し、障がいのある方にも平等に使っていただけるよう、負担になり過ぎない範囲で配慮をしていきたいと思いますということがうたわれている。表現としてもう少し詳しい説明が必要なのかもしれないがそういった意味で「合理的配慮」という言葉を使っている。

事務局：施策2-4について、減災の指摘をいただいたが、自立支援協議会の中の身障部会で減災に向けて自助・共助・公助というそれぞれの取組の重要性について検討してお

り、避難所施設にあたって、まずは自助、その次に共助だと言っている。また、医療的なケアの話は市単独では難しい部分があると思われ、県と市の役割分担で考えたい。市町村で検討できる部分は「避難行動要支援制度」を積極的に活用することであり、また、減災のために家具の転倒防止のための「つっぱり棒」を市の建設業界のご厚意で障がい者のみの世帯の方へは無料で付けること等行っており、そのような市の取組を身障部会でも積極的にPRしていこうとか、ハンドブックを作ろうという形で取り組んでいる。

会長職務代理：「親なき後」について、当事者の方の話を伺いたい。

委員：私自身が障がい者であるが、親亡き後だけでなく現在もではないかという話はまさにその通り。この文言をもう少し考えてもらい、現在もそうだし、後もそうだと直していただけたらありがたい。

委員：親亡き後とかでなく、本当に障がい者が高齢化して作業所にも通えなくなりグループホームにもいられなくなり老人ホームに移る場合もある。グループホームでの日中の支援があれば「終の住処」として最後までいられる場所になる。今、障がい者の入所施設は作らないという方針のためグループホームの必要性を強く感じているのでそれを施策にいれてもらえないかと思う。

事務局：「親なき後」の問題は、ヒアリングの中でもグループホームの日中支援の在り方が課題だと意見があった。親なき後に備えた部分も含めた意味合いの「親なき後」という言葉として使っている。通称「親なき後部会」で取り組まれている内容を、委員から簡単に紹介いただきたい。

委員：自立支援協議会の中に「自立生活支援部会」があり、その構成員には家族の方や当事者の方がいる。もともとは、障がいのある方の高齢化、親御さんの高齢化で生活に課題があると検討を始めたもの。そういった中、それは将来の話ではなく、現在も高齢化が進んできているので今の問題でもあるということ。知的障がいの方だと特に親御さんが見ている部分が大きく、そこをどう引き継いでいくかを検討している。その中のひとつの取組として、家族が担っている部分を公的なサービス、或いはサポートしている人達に引き継いでいこうということで、引き継ぎ書のようなものとして「安心ノート」を普及することを始めている。明日も家族向けに安心ノー

トの研修会を予定しており、委員に講師となって話してもらおう。

まずは家族から発信してもらおう、また発信してもうまく活用していかなければ意味がないので、サービス提供事業所向けの研修会を1月に実施する予定である。

また、ご家族・当事者の高齢化にあたり、障がい福祉のサービスから介護保険のサービスに移行するにあたって課題が出てくるので、高齢分野の方にも部会に入ってもらい橋渡しの検討も始めている。

委員：私も自立支援協議会に参加出来なかったもので、後で資料一式を送ってもらい「安心ノート」を良い取組だと見させてもらった。委員の話でライフステージに応じたというより、権利擁護というか親がいてもいなくても障がいの方、周りの家族がその人らしく地域で生きていけることが大和市の計画しているところであるが、親亡き後だけライフステージに入っているのが疑問だった。分類としては権利擁護とか「安心ノート」は別として、考え方としたら個人の尊重のところに入るものかと思う。

委員：安心ノートは高齢だが、小さいお子さんでは「サポートノート」、小・中学生は「かけはし」となっている。誰かに託さなければならぬ場合、必要な薬のこと、知ってもらいたい特徴等すべて記載するもの。それをお母さん方に書いてもらったが、どのように記載するか表現の仕方が難しかった。

委員：ライフステージに応じた支援を「サポートノート」「かけはし」「安心ノート」というツールを使って行うということ。やはり「親なき後」とは違う意味かと思う。

委員：「安心ノート」は親亡き後に、次の誰かに見てもらう時につかうもの。「安心ノート」は身障の方はすでに作っており、医者や施設に行くときに持って行けばお母さんが説明しなくてもある程度わかるようになっている。それを参考にしながら知的も書いている。

委員：お子さんが未就学のうちから親が簡単に説明できる等、小学校・中学校とステージアップに応じたツールがあることは、とてもよい取組である。そこでライフステージのところに「親なき後の」と書くと「安心ノート」だけが強調されてしまう。とてもよい取組だし大切だとは思いますが、本来は「その人がその人らしく生きていくためのツール」である。ライフステージと言う意味はよくわかった。

事務局：今の「親なき」のところで、「なき」がひらがなになっているのがポイントである。「親が亡くなっている」のではなく、「親の支援が無くなった（難しくなった）時」、つまり親御さんが高齢になり親の支援が難しくなった時期から含めて「なき」と捉えている。ひらがなで「なき」と表記しているのには、そういった思いが有ることをご理解いただきたい。

事務局：ライフステージに応じた生活の支援で「親なき後」と出ていると「亡き」と捉えがちだが、アンケートやヒアリングを通してこの問題が親御さんと当事者の近々の課題だと言われたのでここで強調して掲載したということをご理解いただきたい。

委員：「親ができない」という意味も含めてと言われたが、「親なき後」と出ていたら、普通の人は「親が亡くなった後」と読んでしまうと思う。

委員：私達が言うのは「親なき後」を「親がいても」と言っている。

事務局：親亡き後の生活支援とピンポイントの解釈をする可能性があるということだが、現計画である H22 年作成の障害者福祉計画 P59 では、「障がい者が地域の中で成長し、自立した生活を実現するために、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です」と表記されている。あえて書くなら、親が参画しているときも亡くなった後も地域の中で自立した生活を目指すわけで、そのためには「ライフステージに応じた切れ目のない」というのがキーワードで、先程の話では「サポートノート」、「かけはし」、「安心ノート」とつながっていくことが大事なことになる。

方針 3 で（親なき後の生活支援）と挙げているが、方針 4・5 では（ ）はない。3 の（ ）を取るのか取らないのか、取らないのであれば今ある言葉が紛らわしいので表現を変えるなどの選択肢がある。これはあくまでも事務局の素案であるのでその辺を議論いただきたい。

私共としては「親なき後」はポイントとして大事なので、計画書を細かく書くときは項目として出していくが、この骨子として柱立てに出すべきかどうかを議論いただきたい。

委員：部会の中でもポイントとなっているのが「住み慣れた地域で親御さんの状況に関わらず生活したい」ということをキーワードにしているので、「親御さんがいる時から

いなくなっても切れ目なく」が部会のテーマ。親御さんの気持ちも適切にライフステージにリンクする表現になる。

会長職務代理：その辺の表現を事務局で考えてもらうことでよいか。

委員：P11～12 方針2「支え合いによる地域福祉の推進」について、特に施策2-1「地域で支える仕組みづくり」について、地域福祉の推進をして行くということでは、当事者の声を大事にしていくことが必要である。なかなか個人レベルで訴えていくのは大変なので、当事者団体等のグループがあり、行政と対峙することもあるかもしれないが、地域福祉を推進していくということでは大きなウエイトを占める組織なのかと思う。P11の施策2-1「地域で支える仕組みづくり」では、支えているところが中心となる事業について記載されているが、「当事者の思いを共通して共用していく」こと等を考えれば当事者団体に関する記載があってもよいのではないかと思う。P12 施策2-3「文化・レクリエーション・スポーツ活動」の二つ目に「各種障がい者団体」と書いてあるが、ここの関係はわからないがここに入る趣旨と今、私が話した趣旨は少し違うので、そこを考えてもらいたいということがひとつ。

また、「地区社協のボランティアセンター」という記載があるが、大和市内には今のところ1カ所しか地区社協のボランティアセンターがなく全地区にはない。例えば、地区を強調するのなら「地区社会福祉協議会」そのものにした方がよい。

事務局：「地区社協ボランティアセンター」のところは適切な表記になるように社協に確認しながら場合によっては表現方法を改めたい。

施策2-1の中で当事者団体も地域を支える仕組みづくりの中で大きなウエイトを占めているので、その旨をもう少し記載ができないかという指摘も検討させていただく。

委員：P11 施策1-4「自殺対策の推進」の2行目「関係各課の連携など～」のところ、市役所の内部の各課だけで解決しない法律の問題等もあり、もう少し幅広くしていかないとなかなか進んでいかないのではと思う。大和市は庁内会議もよくやっており素晴らしい市だと思っているが、「関係機関」とか「関係する分野」とかの表現で、少し広めて考えた方がよいかと思う。

事務局：まずはコア的なところでは大和市としては関係各課の連携がベースなので、連携機関や分野も含めてこのような表記にした。もし、読み取れないという指摘であれば、「関係各課の連携をはじめ関係機関等～」ともう少し幅広く記載したい。

委員：P13 施策3-5「就労支援」について、おそらく就職件数は上がってきているのだろうが、定着支援が課題になってきている。含まれて表現されているのだろうが、二つ目と三つ目あたりに「定着支援を含む」の文言が入っているとよりわかりやすくなり広く捉えているということが反映できる。他のところで「優先調達」とか「受注確保」「受注開拓」とか「就労先の開拓」とか細かく入っている部分と「就労支援」のように大枠で捉えているところがあり、行のバランスがくずれのかもしれないが「定着支援」も入れてもらえると良いと思う。

事務局：ご指摘いただいた通り、「就労支援」とは、まずは就労の相談があり一緒に企業に行き面接し、企業間の調整をして就職が決まったらジョブコーチ的な動きをし、その後3か月ごとに等、そういった全てのことが「就労支援」という言葉で表現されており、また、障害者自立支援センターではその様な流れでやっている。それをどのように表記するかだが、市として「就労支援」と一言で表現しているが、いろいろな方が見るので、例えばというように括弧書きで書いた方がよりよいと思うので検討したい。

施策3-5 就労支援の2番目「市障害者自立支援センターの機能を強化し～」というところの中で、「総合的な就労支援の充実を図ります」と記載されているが、これは基本的には「一般就労を目指し、そして一般就労した後は定着の支援をさせていただく」という例示をする記述の仕方の検討をしたい。

委員：障害者福祉計画に関して、アンケートとヒアリングを受けて計画に反映したところはどこか。

事務局：前回の審議会でも話したが、65歳以上の方が増えている中で圧倒的に多かったのは「亡くなった後も含めて親の支援が低下する時の課題」だった。先程、表現の方法で問題となったが、方針3「ライフステージに応じた生活の支援」のところで、特にライフステージの中でも一番焦点を当ててはいけないのは「親の支援が低下した時の施策」であり、切れ目のないサポートが必要ということで、施策3-2「相談支援体制の充実」、施策3-3「地域生活支援サービスの充実」という構成になって

いる。また、「地域生活支援サービスの充実」については、後程、障がい福祉計画の中で説明があると思うが、グループホームの設置が重要な施策だと考えている。

委員：今言われた2点がアンケートとヒアリング等をされて主に強調されたところと考えてよいのか。

事務局：それだけではないが、大きかった意見としては「親なき後」の問題である。

委員：例えば、P6 1)「個人の尊重」のところのヒアリング調査の意見例が書いてあるが、この部分はパブリックコメントに出すのか。それ以外にもいろいろ意見があったように思うが、それは出される予定はないのか。

事務局：こちらはそのまま掲載する。削った方が良ければ意見をいただきたい。アンケート・ヒアリングの結果等については別途、資料として提示をする。前回、皆さんに渡した資料の要約したものを出すのでそれと並行して見ていただく。骨子案の中には入れないつもりである。

○11～13の説明

事務局：(資料記載の説明は省略)

骨子案では計画策定の方向性を確認させていただき、具体的な数値については、今回のパブリックコメント等でも記載しない予定である。本日は、参考数値として 2) 基本指針に基づく目標に関する資料を配ったが、あくまで現時点の参考値。計画に掲載する数字に関しては H26 年度の推移をもう少し確認してから固めたい。

●11～13の質疑応答

委員：本日の資料 4)「地域生活支援事業の内容及び必要量の見込み」のところ、④の「成年後見制度利用支援事業」の H25 年度～H29 年度までの数値が全て 1 人とあるが毎年積み上がっていくというのか、その年に利用しているのが 1 人という意味か。難しい制度だということは重々承知しているが、保健所で精神障がい者を担当していると、こんなに少ないかと思ってしまう。

⑤の「法人後見支援事業」が H25 年度～H28 年度まで全て 0 人で H29 年度だけ 1 人なのはまだニーズが上がってきていないからか。

事務局：④については、成年後見制度利用支援事業により、申し立て手続きを行ったのが H25 年度の実績で 1 名、H26 年度もおそらく 1 名となる見込みである。ここでの数字は、その年に成年後見制度利用支援事業を使って、申し立て手続きをする方が何名いるかということである。

また、⑤法人後見については、まだ運用体制が固まっていない状態である。今年から社協の取組が始まっているが、私共で具体的に何か支援をするということも決まっていない。今後、具体的な話があれば推進したいと考えているが、それができる土台が固まっていないため、今回の資料では、25 年度～28 年度は 0 人とし計画の最終年度でなんとか 1 人出来るようにという思いで数字を入れた。

(2) パブリックコメントについて…資料記載の説明は省略

事務局：「パブリックコメントについて」（資料 2）について「募集期間」「閲覧方法」「提出方法」「閲覧資料」「回答方法」の説明。

事務局：パブリックコメントについては、先日の民生委員の役員会でも説明させていただいた。閲覧方法については文書閲覧とホームページがあるが、ネット状態が整わない方や身体障がいがある方で各施設にも行けない方がいらっしゃったら、直接障がい福祉課に連絡してもらえれば、関連資料を送付することも可能であることを伝えさせていただいた。

事務局：今回の審議会を受けて資料の一部を修正し、来週の月曜日から約 1 か月間、パブリックコメントを実施する。計画の最終案は、その内容を踏まえて作成していく。1 月中旬に市民の皆さんの意見募集が終了するので、2 月の中旬あたり皆様に集まっておいただき、パブコメの結果報告と合わせ、ほぼ最終案に近いものを示したい。日程等は別途、連絡させていただく。

会長職務代理：以上を持ち、本日の議題は全て終了。長時間にわたりご審議ありがとうございました。

以 上